

平成28年11月24日(木)
元 榮 太 一 郎 議員 (自民)

参・法務委員会
対法務当局 (法制部)

1 問 裁判官は報酬法，検察官は俸給法として，一般の政府職員の給与に関する法律とは別に，それぞれ定められている理由は何か，法務当局に問う。

[前提]

- ・ (委員御指摘のとおり)，裁判官及び検察官については，それぞれ，「裁判官の報酬等に関する法律」及び「検察官の俸給等に関する法律」によって，一般の政府職員(注)とは別個の給与体系が定められているところ。

(注) 特別職給与法及び一般職給与法が適用される政府の職員を意味する。

[裁判官に独自の報酬体系が設定されている理由]

- ・ 裁判官については，その職務と責任の特殊性等から，憲法の規定により「すべて定期的に相当額の報酬を受ける」(憲法第79条第6項，第80条第2項)とされており，これを受けて，一般の政府職員と異なる独自の給与体系が定められている。

[検察官に独自の給与体系が設定されている理由]

- ・ 検察官については，司法権の発動を促し，その適正円滑な運営を図る上で重要な職責を有するという準司法官的な性格を有する上，原則として裁判官と同一の試験及び養成方法を経るものであること等から，その俸給月額についても，他の一般職の国家公務員とは別個に，裁判官の報酬月額に準じて定めるべきものとされている。

(参照条文)

- 日本国憲法
第七十九条
1～5 (略)

6 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八十条（略）

2 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

平成28年11月24日(木)
元 榮 太 一 郎 議員 (自民)

参・法務委員会
対法務当局 (法制部)

2問 裁判官は報酬法、検察官は俸給法として、それぞれ定められている一方で、一般の政府職員の給与に関する法律に準じて、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額を引き上げる理由は何か、法務当局に問う。

〔前提〕

- ・ 裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定は、従前より、人事院勧告を受けて行われる一般の政府職員の俸給表の改定に準じて行っているところ (注)。

(注) 具体的には、裁判官・検察官の報酬・俸給月額を、その対応する特別職及び一般職の俸給表の俸給月額と同じ改定率で改定している。このような方法を「対応金額スライド方式」と呼んでいる。

〔認識〕

- ・ 人事院勧告の趣旨は、一般職の国家公務員の労働基本権制約の代償措置として、その給与水準を民間の給与水準に準拠して定めるところにあり、合理的であると認識。
- ・ 一般の政府職員の俸給表に準じて裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額を改定する方法は、一方で、裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性を反映させつつ、他方で、人事院勧告の重要性を尊重し、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスの維持にも配慮するという理由に基づくものであって、給与水準の改定の方法として合理的であると考える。

平成28年11月24日(木)
元 榮 太 一 郎 議員 (自民)

参・法務委員会
対法務当局 (法制部)

3問 裁判官については「報酬」、検察官については「俸給」と言い、それ以外に「給与」という言葉も使われるが、それぞれの意味の違いについて、法務当局に問う。

〔結論〕

- ・ 諸手当を除いた基本的な給与のことを、裁判官について「報酬」と言い、検察官について「俸給」と言っているが、その意味するところに差異はない。
- ・ 検察官については、一般の公務員の例に従って、一般職の職員の給与に関する法律における「俸給」という用語が用いられている。この「俸給」に、諸手当を加えたものが「給与」という概念と理解。
- ・ 他方、裁判官については、憲法が裁判官の身分保障の一環として、裁判官は「すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない」と定めていることから、憲法と同様の「報酬」という用語が用いられているもの。

(参考1) 一般職の職員の給与に関する法律の用語等

- ・ 一般職の職員の給与に関する法律では、「給与」という用語のほか、「俸給」という用語が用いられる。
- ・ 「給与」は、諸手当を除いた基本的な給与である「俸給」(本改正法案における裁判官の「報酬」、検察官の「俸給」に対応するもの)のほか、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等の諸手当を含んだ概念。
- ・ そのほか、公務員の基本的な給与は、国会議員については「歳費」、地方公務員については「給料」と呼ばれる。

(参考2) 参照条文

○一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)

第五条 俸給は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(中略)第十三条第一項に規定する正規の勤務時間(中略)による勤務に対する報酬

であつて、この法律に定める俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（中略）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いた全額とする。

2 （略）

○日本国憲法

第七十九条 （略）

2～5 （略）

6 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八十条 （略）

2 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

平成28年11月24日(木)
元 榮 太 一 郎 議員 (自民)

参・法務委員会
対法務当局 (法制部)

4問 いわゆる超過勤務手当は裁判官及び検察官に支給されるのか、法務当局に問う。

[結論]

- ・ 裁判官については、裁判官の報酬等に関する法律第9条第1項ただし書により、検察官については、検察官の俸給等に関する法律第1条第1項ただし書により、いずれも、超過勤務手当は支給されないこととされている。

(参照条文)

○裁判官の報酬等に関する法律 (昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

第九条 報酬以外の給与は、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官には、特別職の職員の給与に関する法律 (昭和二十四年法律第二百五十二号) 第一条第一号 から第四十二号 までに掲げる者の例に準じ、判事及び第十五条に定める報酬月額を報酬又は一号から四号までの報酬を受ける簡易裁判所判事には、一般職の職員の給与に関する法律 (昭和二十五年法律第九十五号) による指定職俸給表の適用を受ける職員の例に準じ、その他の裁判官には、一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定めるところによりこれを支給する。ただし、報酬の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

2・3 (略)

○検察官の俸給等に関する法律 (昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

第一条 検察官の給与に関しては、検察庁法 (昭和二十二年法律第六十一号) 及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び検事長については、特別職の職員の給与に関する法律 (昭和二十四年法律第二百五十二号) 第一条第一号 から第四十二号 までに掲げる者の例により、一号から八号までの俸給を受ける検事及び第九条に定める俸給月額の俸給又は一号若しくは二号の俸給を受ける副検事については、一般職の職員の給与に関する法律 (昭和二十五年法律第九十五号) による指定職俸給表の適用を受ける職員の例により、その他の検察官については、一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

2・3 (略)

平成28年11月24日(木)
元 榮 太 一 郎 議員(自民)

参・法務委員会
対法務当局(法制部)

5問 裁判官及び検察官に超過勤務手当が支給されない理由は何か、法務当局に問う。

[裁判官について]

- ・ 裁判官については、事件の適正迅速な処理のために、夜間など一般職の職員の勤務時間外においてもこれに対処することが要求される場合も少なくなく、一般職の職員と同様の勤務時間を観念することが困難。
- ・ そこで、裁判官については、時間外手当的な要素も考慮した上で、その職務と責任の特殊性を踏まえた報酬が設定されていることから、(先ほど御説明した) 裁判官の報酬等に関する法律第9条第1項ただし書において、超過勤務手当を支給しないこととしている。

[検察官について]

- ・ 他方、検察官については、(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の適用を受けるものの)、事件の適正迅速な処理等のために、夜間などの勤務時間外においても対処することが要求されており、時間外に勤務した時間等を計測して給与上の措置を講ずるにはなじみ難い面がある。
- ・ そこで、検察官については、裁判官に準じた俸給水準を設定しつつも、そのような特殊性を踏まえ、(先ほど御説明した) 検察官の俸給等に関する法律第1条第1項ただし書において、超過勤務手当を支給しないこととしている。

(参考)

一般の政府職員においても、管理・監督の地位にある一定範囲の職員(指定職俸給表適用職員等)については、超過勤務手当を支給をしないこととしている。

平成28年11月24日(木)
元榮 太一郎 議員(自民)

参・法務委員会
対法務当局(人事課)

7問 検察官には労働基準法や労働安全衛生法の規定が適用されないのか。法務当局に問う。

〔結論〕

- ・ 検察官は、一般職の国家公務員に位置付けられるところ、一般職の国家公務員については、国家公務員法附則第16条の規定により、労働基準法や労働安全衛生法の諸規定は適用されないものと承知。

(参考条文)

○ 国家公務員法

附則

第十六条 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)、労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、船員法(昭和二十二年法律第百号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)及び船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)並びにこれらの法律に基いて発せられる命令は、第二条の一般職に属する職員には、これを適用しない。